

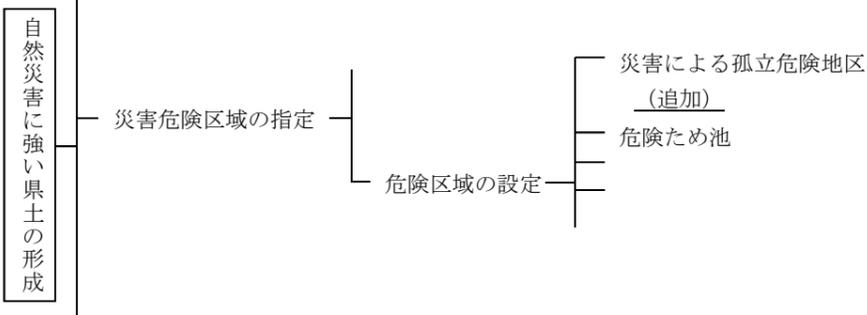
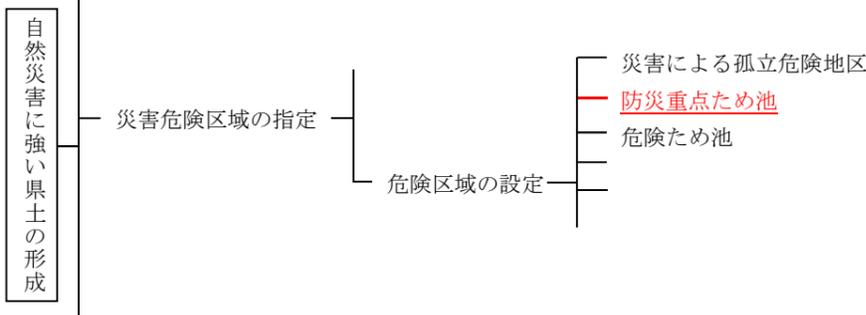
山口県地域防災計画

新旧対照表

(本編)

山口県地域防災計画（本編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-7）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国農政局 <u>（山口地域センター）</u></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-9）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 銀 行 （下 関 支 店）</td> <td>災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 県土と自然災害</p> <p>第1節 県土の概況</p> <p>第1項 地勢（1-2-1）</p> <p>本県は、本州の最西端に位置し、面積は6,114.09k㎡であり、地勢を形づくる中国山脈は、1,337mの寂地山を最高峰とし、山脈が西に延びるにしたがって、数脈に分岐し、この脊梁から丘陵の山地又は台地が瀬戸内海と日本海に向かって広がり、山陽と山陰に区分されており、平地が乏しく、地形が錯綜し急傾斜地が多い。</p> <p>第2節 気象と自然災害</p> <p>第2項 台風</p> <p>1 台風による風（1-2-2）</p> <p>平成3年の台風第19号では、瓦などの飛散物・落下物、転落や転倒、倒壊建物などの下敷き等による強風が原因の死者が全国で50名を越えた。また、塩害による停電が大規模に発生した。九州では倒木による深刻な森林被害が発生した。山口県でも、死者・行方不明者6名、負傷者179名を数え、住宅全壊等32棟、半壊等339棟、床上浸水458棟など多大な被害が発生した。</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局 <u>（山口地域センター）</u>	（略）	機関の名称	事務又は業務の大綱	日 本 銀 行 （下 関 支 店）	災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-7）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国農政局 <u>（削除）</u></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-9）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 銀 行 （下 関 支 店）</td> <td>災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行<u>その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 県土と自然災害</p> <p>第1節 県土の概況</p> <p>第1項 地勢（1-2-1）</p> <p>本県は、本州の最西端に位置し、面積は<u>6,112.53</u>k㎡であり、地勢を形づくる中国山脈は、1,337mの寂地山を最高峰とし、山脈が西に延びるにしたがって、数脈に分岐し、この脊梁から丘陵の山地又は台地が瀬戸内海と日本海に向かって広がり、山陽と山陰に区分されており、平地が乏しく、地形が錯綜し急傾斜地が多い。</p> <p>第2節 気象と自然災害</p> <p>第2項 台風</p> <p>1 台風による風（1-2-2）</p> <p>平成3年の台風第19号では、瓦などの飛散物・落下物、転落や転倒、倒壊建物などの下敷き等による強風が原因の死者が全国で50名を越えた。また、塩害による停電が大規模に発生した。九州では倒木による深刻な森林被害が発生した。山口県でも、死者6名、負傷者<u>239</u>名を数え、住宅全壊<u>35</u>棟、半壊<u>650</u>棟、床上浸水<u>520</u>棟など多大な被害が発生した。</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局 <u>（削除）</u>	（略）	機関の名称	事務又は業務の大綱	日 本 銀 行 （下 関 支 店）	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行 <u>その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</u>	<p>組織改編</p> <p>日本銀行防災業務計画の一部修正に伴う修正</p> <p>最新値に更新</p> <p>誤記修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
中国四国農政局 <u>（山口地域センター）</u>	（略）																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
日 本 銀 行 （下 関 支 店）	災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
中国四国農政局 <u>（削除）</u>	（略）																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
日 本 銀 行 （下 関 支 店）	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行 <u>その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</u>																	

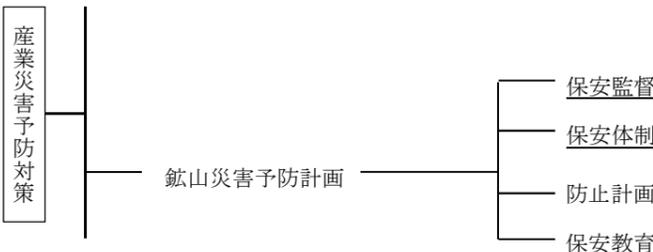
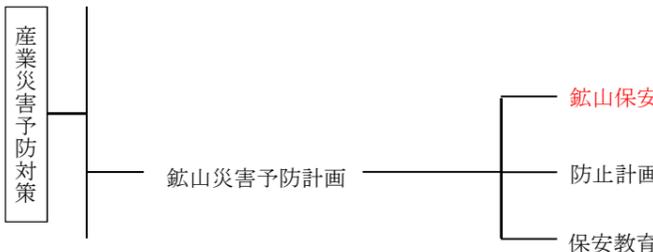
現 行	修 正 案	備 考
<p>第4章 自然災害に強い県土の形成 基本的な考え方（2-4-1）</p>  <p>第1節 県土の現況と保全対策 第1項 治山（2-4-2） 1 現況 本県の森林面積は438千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。 このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林102千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。</p> <p>第6項 ため池（2-4-3） 1 現況 本県のため池は、その地形条件とあいまって、特に毛利藩時代に推進された開墾・干拓地の用水源として数多く造られ、その数として、約10,000箇所と県土の61haに1箇所の割合で存在し、全国有数のため池保有県となっている。これらのため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、一方、そのほとんどが造られてから100年以上を経て老朽化が進んでおり、危険度は年々高まっている。</p> <p>2 対策 ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。このため、老朽ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。</p>	<p>第4章 自然災害に強い県土の形成 基本的な考え方（2-4-1）</p>  <p>第1節 県土の現況と保全対策 第1項 治山（2-4-2） 1 現況 本県の森林面積は438千haで、総土地面積611千haの72%を占めており、山地災害の未然防止を図るためには、森林の防災機能を高めることが重要である。 このため、防災機能をはじめとした森林の有する多面的機能の発揮が強く求められている民有林104千haを保安林に指定し、治山施設の設置や森林の整備を進めるとともに、やまぐち森林づくり県民税による荒廃した私有林の整備を行うなど、山地災害の未然防止に努めている。</p> <p>第6項 ため池（2-4-3） 1 現況 本県の農業用ため池は、その地形条件とあいまって、特に毛利藩時代に推進された開墾・干拓地の用水源として数多く造られ、全国有数のため池保有県となっている。これらの農業用ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、一方、そのほとんどが造られてから100年以上を経て老朽化が進んでおり、危険度は年々高まっている。</p> <p>2 対策 ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。このため、農業用ため池の実態把握に努め、下流への影響度や老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。</p>	<p>法施行に伴う修正</p> <p>最新値に更新</p> <p>表現の適正化</p>

現 行		修 正 案		備 考																																								
第2節 災害危険区域の設定 第2項 危険区域の設定（2-4-4）		第2節 災害危険区域の設定 第2項 危険区域の設定（2-4-4）		法施行に伴う修正																																								
災立 害危 に險 よ地 る区 孤	(略)	災立 害危 に險 よ地 る区 孤	(略)																																									
(追加)		防 災 重 点 た め 池	(1) 設定の基準 <u>ア 農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域に、住宅又は学校、病院その他の公共施設があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの</u> <u>イ 上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの</u> <u>※農業用ため池の管理及び保全に関する法律で定める特定農業用ため池は、防災重点ため池から行政所有のため池を除いたもの</u>	誤記修正																																								
危 險 た め 池	(1) 設定の基準 老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの。 ア 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) イ 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損又は漏水) ウ 余水吐の老朽化及び断面不足(破損又は断面不足) (2) 設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。	危 險 た め 池	(1) 設定の基準 <u>防災重点ため池のうち</u> 、老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの。 ア 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) イ 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損又は漏水) ウ 余水吐の老朽化及び断面不足(破損又は断面不足) (2) 設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。																																									
第6章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制 第1項 県 1 配備体制（2-6-2） (1) 災害対策本部未設置		第6章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制 第1項 県 1 配備体制（2-6-2） (1) 災害対策本部未設置																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備基準</th> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="2">本 庁</th> <th rowspan="2">出先機関及び市町</th> <th rowspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th>配備課</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害 対策</td> <td>高潮 注意報 第1警戒 体制 警戒配 備体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>* 下関水産振興局 * 水産事務所 * 山口宇部空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風水害 対策</td> <td rowspan="2">大雨 洪水 警報 暴風 暴風雪 波浪 警報</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>* 下関水産振興局 * 水産事務所 * 山口宇部空港事務所</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>・ 下関水産振興局 ・ 水産事務所 * 健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備体制	本 庁		出先機関及び市町	職員配備基準	配備課	人数	風水害 対策	高潮 注意報 第1警戒 体制 警戒配 備体制	(略)	(略)	* 下関水産振興局 * 水産事務所 * 山口宇部空港事務所	(略)	風水害 対策	大雨 洪水 警報 暴風 暴風雪 波浪 警報	(略)	(略)	* 下関水産振興局 * 水産事務所 * 山口宇部空港事務所	(略)	・ 下関水産振興局 ・ 水産事務所 * 健康福祉センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備基準</th> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="2">本 庁</th> <th rowspan="2">出先機関及び市町</th> <th rowspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th>配備課</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害 対策</td> <td>高潮 注意報 第1警戒 体制 警戒配 備体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>* 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 山口宇部空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風水害 対策</td> <td rowspan="2">大雨 洪水 警報 暴風 暴風雪 波浪 警報</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>* 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 山口宇部空港事務所</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>・ 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備体制	本 庁		出先機関及び市町	職員配備基準	配備課	人数	風水害 対策	高潮 注意報 第1警戒 体制 警戒配 備体制	(略)	(略)	* 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 山口宇部空港事務所	(略)	風水害 対策	大雨 洪水 警報 暴風 暴風雪 波浪 警報	(略)	(略)	* 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 山口宇部空港事務所	(略)	・ 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 健康福祉センター	
配備基準			配備体制	本 庁			出先機関及び市町	職員配備基準																																				
	配備課	人数																																										
風水害 対策	高潮 注意報 第1警戒 体制 警戒配 備体制	(略)	(略)	* 下関水産振興局 * 水産事務所 * 山口宇部空港事務所	(略)																																							
風水害 対策	大雨 洪水 警報 暴風 暴風雪 波浪 警報	(略)	(略)	* 下関水産振興局 * 水産事務所 * 山口宇部空港事務所	(略)																																							
				・ 下関水産振興局 ・ 水産事務所 * 健康福祉センター																																								
配備基準	配備体制	本 庁		出先機関及び市町	職員配備基準																																							
		配備課	人数																																									
風水害 対策	高潮 注意報 第1警戒 体制 警戒配 備体制	(略)	(略)	* 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 山口宇部空港事務所	(略)																																							
風水害 対策	大雨 洪水 警報 暴風 暴風雪 波浪 警報	(略)	(略)	* 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 山口宇部空港事務所	(略)																																							
				・ 下関水産振興局 <u>(削除)</u> * 健康福祉センター																																								

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結</p> <p>1 県における協定の締結（2-6-6）</p> <p>(9) 応急対策業務に関する協定</p> <p>カ 山口県衛生仮設<u>機材</u>事業協同組合との協定 <u>(追加)</u></p> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第1項 避難の勧告、指示、避難準備情報の基準（2-7-2）</p> <p>市町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に整備しておく必要がある。</p> <p>なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値または実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="181 741 1329 1266"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 ・高齢者等 避難開始 <u>(追加)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告 <u>(追加)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急) <u>(追加)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第14項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町（2-7-6）</p> <p>1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u></p> <p>2 <u>市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</u></p> <p>3 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備 ・高齢者等 避難開始 <u>(追加)</u>	(略)	(略)	避難勧告 <u>(追加)</u>	(略)	(略)	避難指示 (緊急) <u>(追加)</u>	(略)	(略)	<p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結</p> <p>1 県における協定の締結（2-6-6）</p> <p>(9) 応急対策業務に関する協定</p> <p>カ 山口県衛生仮設<u>資材</u>事業協同組合との協定 <u>ツ (一社) 山口県建築協会との協定</u></p> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第1項 避難の勧告、指示、避難準備情報の基準（2-7-2）</p> <p>市町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に整備しておく必要がある。</p> <p>なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値または実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1448 741 2597 1266"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 ・高齢者等 避難開始 <u>(警戒レベル3)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急) <u>(警戒レベル4)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第14項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町（2-7-6）</p> <p>1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(2) <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>2 市町防災会議は、上記1の規定により市町地域防災計画において上記1(4)に掲げる事項を定めるときは、当該市町地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記1(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p>3 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物 <u>(ハザードマップ等)</u> の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><u>4 市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。</u></p> <p><u>5 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告する。これを変更したときも、同様とする。</u></p>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備 ・高齢者等 避難開始 <u>(警戒レベル3)</u>	(略)	(略)	避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u>	(略)	(略)	避難指示 (緊急) <u>(警戒レベル4)</u>	(略)	(略)	<p>誤記修正 協定の追加</p> <p>国の基本計画を踏まえた修正</p> <p>誤記修正</p> <p>平成29年土砂災害防止法改正に伴う修正</p>
	発令時の状況	住民に求める行動																								
避難準備 ・高齢者等 避難開始 <u>(追加)</u>	(略)	(略)																								
避難勧告 <u>(追加)</u>	(略)	(略)																								
避難指示 (緊急) <u>(追加)</u>	(略)	(略)																								
	発令時の状況	住民に求める行動																								
避難準備 ・高齢者等 避難開始 <u>(警戒レベル3)</u>	(略)	(略)																								
避難勧告 <u>(警戒レベル4)</u>	(略)	(略)																								
避難指示 (緊急) <u>(警戒レベル4)</u>	(略)	(略)																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県（2-8-4）</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置する。また、コーディネーターの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。<u>(追加)</u></p> <p>第15章 火災予防対策</p> <p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第6項 消防力の充実・強化</p> <p>2 消防組織の充実（2-15-6）</p> <p>(6) 消防組織の連携強化</p> <p>平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。</p> <p>第7項 文化財防火対策の推進</p> <p>3 文化財防火対策の推進</p> <p>(1) 防火設備の整備充実</p> <p>ア 消火設備の整備</p> <p>消火器、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。</p> <p>ウ その他設備の拡充</p> <p>避雷装置、<u>消火進入道路</u>、<u>防火塀</u>、<u>防火帯</u>、<u>防火壁</u>、<u>防火井戸</u>等の整備促進を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>(3) 防火思想の普及啓発（2-15-7）</p> <p>(イ) 防火訓練の実施（通報、消火、重要物件の搬出、避難等総合的にかつ地元消防の協力・指導のもとに行う。）</p> <p>第2節 林野火災予防計画</p> <p>第1項 出火防止対策の推進（2-15-8）</p> <p>林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、<u>たばこ</u>、<u>たき火</u>等人為による失火が大部分である。</p>	<p><u>6 市町長は、上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記4の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>7 市町長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県（2-8-4）</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置し、<u>全県単位で災害時小児周産期リエゾン</u>を配置する。また、コーディネーター及び<u>リエゾン</u>の養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。<u>その際、コーディネーター及びリエゾンは県に対して適宜助言を行う。</u></p> <p>第15章 火災予防対策</p> <p>第1節 一般火災予防計画</p> <p>第6項 消防力の充実・強化</p> <p>2 消防組織の充実（2-15-6）</p> <p>(6) 消防組織の連携強化</p> <p>平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。</p> <p>第7項 文化財防火対策の推進</p> <p>3 文化財防火対策の推進（2-15-6）</p> <p>(1) 防火設備の整備充実</p> <p>ア 消火設備の整備</p> <p>消火器、<u>スプリンクラー</u>、<u>ドレンチャー</u>、<u>放水銃</u>、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。</p> <p>ウ その他設備の拡充</p> <p>避雷装置、<u>火除地</u>、<u>消防道路</u>、<u>消防倉庫</u>、<u>防火塀</u>、<u>防火壁</u>、<u>防火井戸</u>等の整備促進を図る。</p> <p><u>エ 防火設備の修理・更新</u></p> <p><u>文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。</u></p> <p>(3) 防火思想の普及啓発（2-15-7）</p> <p>(イ) 防火訓練の実施（<u>地域住民、市町消防・消防団との連携協力により</u>、通報、消火、<u>初期消火体制の構築・強化</u>）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）</p> <p>第2節 林野火災予防計画</p> <p>第1項 出火防止対策の推進</p> <p>林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、<u>火入れ</u>、<u>たき火</u>等人為による失火が大部分である。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>誤記修正</p> <p>補助要綱の表記に統一</p> <p>山口県文化財保存活用大綱の表記に統一</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>1 林野火災予防対策の推進 (3) 巡視・監視の強化（２－１５－９）</p> <p>イ 森林保全巡視指導員の設置 県は、<u>農林事務所</u>ごとに森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。</p> <p>第16章 交通災害予防対策 第1節 海上災害予防計画 第1項 海上災害予防対策（２－１６－２） 1 气象台 (1) 海上交通安全のための情報の充実 气象台は、<u>船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</u></p> <p>第2節 航空災害予防計画 第2項 規制措置の実施の推進（２－１６－９） 【国（大阪航空局<u>岩国</u>空港事務所、山口宇部空港出張所）】 2 大阪航空局<u>岩国</u>空港事務所及び山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。</p> <p>第3項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止 【国（大阪航空局<u>広島</u>空港事務所、<u>岩国</u>空港事務所、北九州空港事務所）・関係市町】</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画 第1項 道路 2 対策（２－１６－１０） (2) 气象台 气象台は、<u>道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善・情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。</u></p> <p>第2項 鉄道 2 対策 (2) 气象台（２－１６－１１） 鉄道交通の安全に関わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、設備の充実を図るものとする。</p>	<p>1 林野火災予防対策の推進 (3) 巡視・監視の強化（２－１５－９）</p> <p>イ 森林保全巡視指導員の設置 県は、<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>ごとに森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。</p> <p>第16章 交通災害予防対策 第1節 海上災害予防計画 第1項 海上災害予防対策（２－１６－２） 1 气象台 (1) 海上交通安全のための情報の充実 气象台は、<u>海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</u></p> <p>第2節 航空災害予防計画 第2項 規制措置の実施の推進（２－１６－９） 【国（大阪航空局<u>関西</u>空港事務所、山口宇部空港出張所）】 2 大阪航空局<u>関西</u>空港事務所及び山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。</p> <p>第3項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止 【国（大阪航空局<u>関西</u>空港事務所、北九州空港事務所）・関係市町】</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画 第1項 道路 2 対策（２－１６－１０） (2) 气象台 气象台は、<u>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</u></p> <p>第2項 鉄道 2 対策 (2) 气象台（２－１６－１１） <u>气象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</u> <u>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通にける利活用の推進を図る。</u></p>	<p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>業務集約に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第17章 産業災害予防対策 基本的な考え方（2-17-1）</p>  <p>第2節 危険物等災害予防計画 第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策（2-17-13） 【国（商政課）・市・国（中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、山口労働局）・<u>中国電力</u>】</p> <p>2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法） (3) 一般用電気工作物の予防対策（法第57条、57条の2、89条） 一般用電気工作物については、<u>中国電力株式会社</u>又はその委託を受けた（一財）中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。</p> <p>第3節 営農災害予防計画 第2項 防災営農指導対策（2-17-20） 1 指導組織 各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、農業振興課、農林総合技術センター農業技術部及び畜産振興課に対策指導班、<u>農林事務所</u>（農業部、畜産部）に現地指導班を設置する。 2 指導対策 (1) 対策指導班 ア 農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、<u>農林事務所</u>（農業部、畜産部）に対し周知徹底を図る。 イ 気象庁が行う長期、短期予報、<u>災害警報</u>等を<u>農林事務所</u>（農業部、畜産部）に通知し、予想される防災技術について指導を行う。 ウ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し関係<u>農林事務所</u>（農業部、畜産部）に指示を行うとともに、重要事項については直接農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員を現地に派遣して指導する。</p> <p>第4節 鉱山災害予防計画（2-17-21） 第1項 <u>保安監督（鉱山保安法）</u> 【国（中国四国産業保安監督部）】 1 <u>検査</u> <u>立入検査・適宜追跡検査等を行い、指摘事項の迅速な改善を図らせる。</u> 2 <u>法規等の遵守措置</u> <u>保安法規の厳正な遵守を図る。</u></p> <p>第2項 防止計画 【国（中国四国産業保安監督部）】 災害の防止にあたっては、自主保安体制を確立させ、死亡災害を含む重大災害の絶滅を期し、<u>特に、つい落、運搬事故防止等を重点として、各鉱山毎に鉱山保安マネジメントシステムの構築による防災の推進を図る。</u></p>	<p>第17章 産業災害予防対策 基本的な考え方（2-17-1）</p>  <p>第2節 危険物等災害予防計画 第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策（2-17-13） 【国（商政課）・市・国（中国経済産業局、中国四国産業保安監督部、山口労働局）・<u>中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱</u>】</p> <p>2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法） (3) 一般用電気工作物の予防対策（法第57条、57条の2、89条） 一般用電気工作物については、<u>中国電力ネットワーク㈱</u>又はその委託を受けた（一財）中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。</p> <p>第3節 営農災害予防計画 第2項 防災営農指導対策（2-17-20） 1 指導組織 各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、農業振興課、農林総合技術センター農業技術部及び畜産振興課に対策指導班、<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>（農業部、畜産部）に現地指導班を設置する。 2 指導対策 (1) 対策指導班 ア 農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>（農業部、畜産部）に対し周知徹底を図る。 イ 気象庁が行う長期、短期予報、<u>気象警報</u>等を<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>（農業部、畜産部）に通知し、予想される防災技術について指導を行う。 ウ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し関係<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>（農業部、畜産部）に指示を行うとともに、重要事項については直接農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員を現地に派遣して指導する。</p> <p>第4節 鉱山災害予防計画（2-17-21） 第1項 <u>鉱山保安</u> 【国（中国四国産業保安監督部）】 <u>国は、鉱山において事業者が実施する保安について監督する。なお、鉱山における保安とは、次に掲げる事項をいう。</u> 1 <u>鉱山における人に対する危害の防止</u> 2 <u>鉱物資源の保護</u> 3 <u>鉱山施設の保全</u> 4 <u>鉱害の防止</u></p> <p>第2項 防止計画 【国（中国四国産業保安監督部）】 災害の防止にあたっては、自主保安体制を確立させ、死亡災害を含む重大災害の絶滅を期し、<u>鉱山毎に鉱山保安マネジメントシステムの構築による防災の推進を図る。</u></p>	<p>項目の変更</p> <p>分社に伴う修正</p> <p>誤記修正</p> <p>鉱山保安監督指導方針に沿った内容に修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																												
<p>鉱害の防止にあたっては、土地の掘さく及び捨石又は鉱さいの集積場による鉱害の防止を図るほか、坑廃水、鉱煙、粉じん、騒音による鉱害の未然防止を図る。</p> <p>1 監督指導の重点</p> <p>(1) 自主保安体制の確立</p> <p><u>(2) 請負作業に対する保安対策の推進</u></p> <p>ア 保安管理組織の検討改善</p> <p>イ 保安教育の徹底</p> <p>2 災害防止の重点対策</p> <p>(1) <u>墜落災害の防止</u></p> <p>(2) <u>運搬災害の防止</u></p> <p>(3) <u>岩ばん崩壊災害の防止（露天掘鉱山）</u></p> <p>(4) <u>ひん発災害及び作業環境に伴なう災害の防止</u></p> <p>3 鉱害防止の重点対策</p> <p>(1) 坑廃水による<u>重金属その他の水質汚染防止</u></p> <p>(2) <u>鉱煙中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんによる大気汚染の防止</u></p> <p>(3) <u>排出粉じんによる大気汚染の防止</u></p> <p>(4) <u>捨石、鉱さいの流失、崩壊防止</u></p> <p>(5) <u>騒音の防止</u></p> <p>(6) <u>休廃止鉱山の鉱害発生要因の実態把握及び鉱害の防止</u></p> <p>第5節 地下埋設物災害予防計画（2-17-22）</p> <p>第1項 目的</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・<u>中国電力</u>・山口合同ガス・西日本電信電話・工事施行者】</p> <p>第2項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・<u>中国電力</u>・山口合同ガス・西日本電信電話・工事施行者】</p> <p>第3項 安全対策</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・<u>中国電力</u>・山口合同ガス・西日本電信電話・工事施行者】</p>	<p>鉱害の防止にあたっては、<u>事業者に対し鉱業施設の適切な維持管理を促し</u>、土地の掘さく及び捨石又は鉱さいの集積場による鉱害の防止を図るほか、坑廃水、鉱煙、粉じん、騒音による鉱害の未然防止を図る。</p> <p>1 監督指導の重点</p> <p>(1) <u>請負作業を含めた</u>自主保安体制の確立</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 災害防止の重点対策</p> <p>(1) <u>ひん発災害の防止</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 岩ばん崩壊災害の防止（露天掘鉱山）</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 鉱害防止の重点対策</p> <p>(1) 坑廃水による水質汚染防止</p> <p>(2) 鉱煙等による大気汚染の防止</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 捨石、鉱さいの流失、崩壊防止</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 休廃止鉱山の鉱害の防止</u></p> <p>第5節 地下埋設物災害予防計画（2-17-22）</p> <p>第1項 目的</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・<u>中国電力株</u>・<u>中国電力ネットワーク株</u>・山口合同ガス<u>株</u>・西日本電信電話<u>株</u>・工事施行者】</p> <p>第2項 工事現場安全管理体制の確立</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・<u>中国電力株</u>・<u>中国電力ネットワーク株</u>・山口合同ガス<u>株</u>・西日本電信電話<u>株</u>・工事施行者】</p> <p>第3項 安全対策</p> <p>【県・国（山口労働局）・市町・<u>中国電力株</u>・<u>中国電力ネットワーク株</u>・山口合同ガス<u>株</u>・西日本電信電話<u>株</u>・工事施行者】</p>	<p>分社に伴う修正表記の統一</p>																												
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-14）</p> <table border="1" data-bbox="142 1535 1329 1780"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農林水産対策部</td> <td>農林水産総務</td> <td>農林水産政策課</td> <td>4 農林水産事務所及び農林事務所との連絡、総合調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>20 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>林務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>22 農林水産事務所との連絡調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	農林水産対策部	農林水産総務	農林水産政策課	4 農林水産事務所及び農林事務所との連絡、総合調整に関すること。	畜産	畜産振興課	20 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。	林務	森林企画課 森林整備課	22 農林水産事務所との連絡調整に関すること。	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（3-1-14）</p> <table border="1" data-bbox="1406 1535 2594 1780"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農林水産対策部</td> <td>農林水産総務</td> <td>農林水産政策課</td> <td>4 <u>農林水産事務所等</u>との連絡、総合調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>20 <u>農林水産事務所等</u>(家畜保健衛生所)との連絡等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>林務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>22 <u>農林水産事務所等</u>との連絡調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	農林水産対策部	農林水産総務	農林水産政策課	4 <u>農林水産事務所等</u> との連絡、総合調整に関すること。	畜産	畜産振興課	20 <u>農林水産事務所等</u> (家畜保健衛生所)との連絡等に関すること。	林務	森林企画課 森林整備課	22 <u>農林水産事務所等</u> との連絡調整に関すること。	<p>表記の統一</p>
部	班	担当課	部の所掌事務																											
農林水産対策部	農林水産総務	農林水産政策課	4 農林水産事務所及び農林事務所との連絡、総合調整に関すること。																											
	畜産	畜産振興課	20 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。																											
	林務	森林企画課 森林整備課	22 農林水産事務所との連絡調整に関すること。																											
部	班	担当課	部の所掌事務																											
農林水産対策部	農林水産総務	農林水産政策課	4 <u>農林水産事務所等</u> との連絡、総合調整に関すること。																											
	畜産	畜産振興課	20 <u>農林水産事務所等</u> (家畜保健衛生所)との連絡等に関すること。																											
	林務	森林企画課 森林整備課	22 <u>農林水産事務所等</u> との連絡調整に関すること。																											

現 行			修 正 案			備 考																																																																				
第5項 地方機関の所掌事務 4 地方機関の所掌事務（3-1-19）			第5項 地方機関の所掌事務 4 地方機関の所掌事務（3-1-19）			組織の追加																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部・班</th> <th>関係機関</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業振興班</td> <td>農林水産事務所 下関農林事務所（農業部） 農林総合技術センター（農業技術部）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>畜産班</td> <td>農林水産事務所 <u>（追加）</u> （家畜保健衛生所）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	対策部・班	関係機関	所 掌 事 務	農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所（農業部） 農林総合技術センター（農業技術部）		（略）	畜産班	農林水産事務所 <u>（追加）</u> （家畜保健衛生所）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部・班</th> <th>関係機関</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業振興班</td> <td>農林水産事務所 下関農林事務所（農業部） 農林総合技術センター（農業技術部、<u>農業担い手支援部</u>）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>畜産班</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> （家畜保健衛生所）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	対策部・班	関係機関	所 掌 事 務	農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所（農業部） 農林総合技術センター（農業技術部、 <u>農業担い手支援部</u> ）	（略）	畜産班	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> （家畜保健衛生所）	（略）																																																						
対策部・班	関係機関	所 掌 事 務																																																																								
農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所（農業部） 農林総合技術センター（農業技術部）	（略）																																																																								
畜産班	農林水産事務所 <u>（追加）</u> （家畜保健衛生所）	（略）																																																																								
対策部・班	関係機関	所 掌 事 務																																																																								
農業振興班	農林水産事務所 下関農林事務所（農業部） 農林総合技術センター（農業技術部、 <u>農業担い手支援部</u> ）	（略）																																																																								
畜産班	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> （家畜保健衛生所）	（略）																																																																								
第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画 第1項 気象警報・注意報等 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要（3-2-3）			第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画 第1項 気象警報・注意報等 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要（3-2-3）			平成31年3月 避難勧告等に関するガイドラインの改定による追加																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 別 警 報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>警 報</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要		特 別 警 報	大雨特別警報		大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。		（略）	（略）		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	警 報	（略）	（略）		洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。		（略）	（略）		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		（略）	（略）		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th colspan="2">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 別 警 報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>警 報</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要		特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>		（略）	（略）		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	警 報	（略）	（略）		洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>		（略）	（略）		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		（略）	（略）		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢</u>
種 類	概 要																																																																									
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																								
	（略）	（略）																																																																								
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																																								
警 報	（略）	（略）																																																																								
	洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																																								
	（略）	（略）																																																																								
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																								
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																								
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																								
	（略）	（略）																																																																								
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																								
種 類	概 要																																																																									
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																																																																								
	（略）	（略）																																																																								
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																																																																								
警 報	（略）	（略）																																																																								
	洪水警報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																																																																								
	（略）	（略）																																																																								
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																																																																								
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																																																																								
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																																																																								
	（略）	（略）																																																																								
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢</u>																																																																								

現 行		修 正 案		備 考					
	(略)		<u>者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>						
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。	記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u>	表現の適正化					
竜巻注意情報	(略)	竜巻注意情報	(略)						
(3-2-3) 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要 (表省略)	令和元年5月29日現在	(3-2-3) 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要 (表省略)	令和元年12月10日現在	時点の修正					
第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達		第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達							
1 気象台からの伝達系統図(3-2-13)			洪水予報実施要領の一部改正による追加						
4 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達(3-2-17)			伝達先等変更						
第3項 関係機関による措置事項		第3項 関係機関による措置事項							
2 異常現象発見時の措置(3-2-20)	<table border="1"> <tr> <td>異常現象の種類等</td> <td>た つ 巻</td> <td>農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの</td> </tr> </table>	異常現象の種類等	た つ 巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの	<table border="1"> <tr> <td>異常現象の種類等</td> <td><u>竜 巻</u></td> <td>農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの</td> </tr> </table>	異常現象の種類等	<u>竜 巻</u>	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの	表記の統一
異常現象の種類等	た つ 巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの							
異常現象の種類等	<u>竜 巻</u>	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの							
第4項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)		第4項 土砂災害警戒情報(気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)							
7 土砂災害警戒情報に係る市町の対応(3-2-21)	市町長は、避難勧告等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。 市町長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。	<u>(削除)</u> 市町長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。		誤記修正					
第3節 災害情報計画		第3節 災害情報計画							
第1項 通信の確保		第1項 通信の確保							
3 通信手段の確保が困難な場合(3-2-39)		3 通信手段の確保が困難な場合(3-2-39)							
(2) 防災関係機関の無線通信の利用		(2) 防災関係機関の無線通信の利用							

現 行		修 正 案		備 考
事 項	措 置 事 項	事 項	措 置 事 項	
1 代替設備の配備	(1) 県の措置 県は、市町及び県出先機関の防災行政無線局が被災し、通信が途絶したとき又は途絶のおそれがあるときは、直ちに、「260MHz 帯過可搬型無線局」、「移動多重系無線局（地上系）」又は「衛星通信可搬型地球局」を配備し、災害情報の収集伝達を行う。	1 代替設備の配備	(1) 県の措置 県は、市町及び県出先機関の防災行政無線局が被災し、通信が途絶したとき又は途絶のおそれがあるときは、直ちに、「260MHz 帯可搬型無線局」、「移動多重系無線局（地上系）」又は「衛星通信可搬型地球局」を配備し、災害情報の収集伝達を行う。	誤記修正
第4章 救助・救急、医療等活動計画		第4章 救助・救急、医療等活動計画		
第1節 救助・救急計画		第1節 救助・救急計画		
第2項 傷病者の搬送		第2項 傷病者の搬送		
2 傷病者搬送体制の整備		2 傷病者搬送体制の整備		
(4) 航空搬送拠点の指定（3-4-4）		(4) 航空搬送拠点の指定（3-4-4）		
	航空医療搬送拠点内には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設（SCU）を設置する。 <u>（追加）</u>		航空搬送拠点内には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設（SCU）を設置する。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u> は、県に対し適宜助言を行う。	表現の適正化 防災基本計画の修正
第2節 医療等活動計画		第2節 医療等活動計画		
第2項 医療救護体制		第2項 医療救護体制		
1 医療救護活動		1 医療救護活動		
(2) 機関別活動内容（3-4-6）		(2) 機関別活動内容（3-4-6）		
イ 県		イ 県		
(ア) 必要に応じ災害医療コーディネーターを招集する。		(ア) 必要に応じ災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを招集する。		
(イ) 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。		(イ) 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。		
(ロ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 <u>（追加）</u>		(ロ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u> は、県に対し適宜助言を行う。		
第3項 健康管理体制		第3項 健康管理体制		
1 健康管理活動（3-4-9）		1 健康管理活動（3-4-9）		
(1) 健康管理班の編成		(1) 健康管理班の編成		
1 班当たりの構成基準は、保健師2名、栄養士1名とするが、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。		1 班当たりの構成は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。		臨機応変に構成できるようするため
第5項 医薬品・医療資器材の補給		第5項 医薬品・医療資器材の補給		
2 血液製剤等の確保（3-4-14）		2 血液製剤等の確保（3-4-14）		
(1) 各機関の対応		(1) 各機関の対応		
ア 県		ア 県		
災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、日赤山口県支部に供給を要請する。		災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。		現状に合わせた修正
イ 日赤山口県支部		イ 山口県赤十字血液センター		
血液センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。		血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。		
(ア) 被害のない地域に採血班を出動させ、一般県民からの献血を受ける。		(ア) 被害のない地域に移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。		
(イ) なお不足する場合は、中四国ブロック血液センターに需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。		(イ) 血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの確保を図る。		
(ロ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）と密接な連絡の下に行う。		(ロ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。 <u>なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。</u>		
(エ) 血液製剤の備蓄場所は、原則、山口県内の3施設（県中央部：山口県赤十字血液センター 県西部：西部供給出張所 県東部：東部供給出張所）とする。				

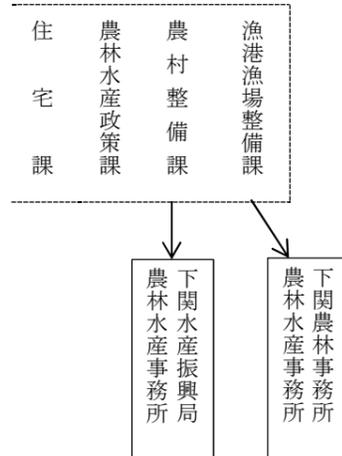
現 行	修 正 案	備 考																						
<p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調 達</p> <p>8 燃料の確保（3-8-6）</p> <p>(1) 災害時における自動車燃料の確保は、物品管理班が担当する。</p> <p>(2) 調達方法は、県庁入札業者の販売系統による。</p> <p><u>資料編[8-4]……災害対応型給油所</u></p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件（3-12-4）</p> <p>災害発生によって住家が半焼若しくは半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。<u>(対象者としては第1節第1項2に準ずる。)</u></p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-12-5）</p> <p>1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（<u>(一社) 山口県建設業協会</u>、(一社) プレハブ建築協会及び(一社) 全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。</p> <p>2 用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（(一社) 山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。</p> <p>第13章 水防計画</p> <p>基本的な考え方（3-13-1）</p> <div data-bbox="121 1123 1062 1264"> </div> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第6項 (都道府県) 大規模氾濫減災協議会の構成員の責務（法第15条の9、第15条の10）（3-13-3）</p> <p>国土交通大臣により組織された<u>大規模氾濫減災協議会</u>または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第2項 第1警戒体制（情報班体制）</p> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-4）</p> <table border="1" data-bbox="163 1617 1329 1858"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川課</td> <td>1 気象情報の収集</td> </tr> <tr> <td>砂防課</td> <td>2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する</td> </tr> <tr> <td>道路整備課</td> <td>3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合 必要な情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>防災危機管理課 (追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備課所	業務内容	河川課	1 気象情報の収集	砂防課	2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する	道路整備課	3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合 必要な情報を提供する。	防災危機管理課 (追加)		<p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調 達</p> <p>8 燃料の確保（3-8-6）</p> <p>(1) 災害時における自動車燃料の確保は、物品管理班が担当する。</p> <p>(2) 調達方法は、県庁入札業者の販売系統による。</p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件（3-12-4）</p> <p>災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。</p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-12-5）</p> <p>1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（(一社) プレハブ建築協会及び(一社) 全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。</p> <p>2 用材の確保については、県災害本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（(一社) 山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。</p> <p>第13章 水防計画</p> <p>基本的な考え方（3-13-1）</p> <div data-bbox="1383 1123 2552 1264"> </div> <p>第2節 水防実施機関の業務及び責任</p> <p>第6項 (都道府県) 大規模氾濫減災協議会の構成員の責務（法第15条の9、第15条の10）（3-13-3）</p> <p>国土交通大臣により組織された<u>大規模氾濫減災協議会</u>または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務</p> <p>第2項 第1警戒体制（情報班体制）</p> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-4）</p> <table border="1" data-bbox="1424 1617 2591 1858"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川課</td> <td>1 気象情報の収集</td> </tr> <tr> <td>砂防課</td> <td>2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する</td> </tr> <tr> <td>道路整備課</td> <td>3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合 必要な情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td>防災危機管理課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防保安課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備課所	業務内容	河川課	1 気象情報の収集	砂防課	2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する	道路整備課	3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合 必要な情報を提供する。	防災危機管理課		消防保安課		<p>誤記修正</p> <p>国の基準改定のため</p> <p>仮設住宅の資機材を有しないため 誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>記載漏れ</p>
配備課所	業務内容																							
河川課	1 気象情報の収集																							
砂防課	2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する																							
道路整備課	3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合 必要な情報を提供する。																							
防災危機管理課 (追加)																								
配備課所	業務内容																							
河川課	1 気象情報の収集																							
砂防課	2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する																							
道路整備課	3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合 必要な情報を提供する。																							
防災危機管理課																								
消防保安課																								

現 行

第4節 気象状況等の連絡系統

第1項 勤務時間内（3-13-7）

第2項 勤務時間外（3-13-8）



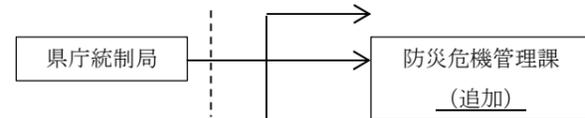
第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先（3-13-9）

機 関		大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	大 雨 警 報
山口県 (県庁)	防災危機管理課				
	<u>(追加)</u>				
	監理課				

第5節 水位、雨量等の連絡系統

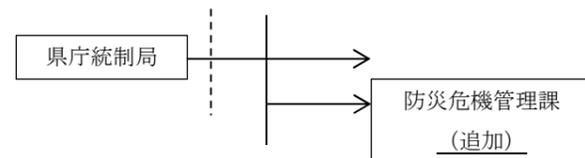
第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

3 雨量、水位の連絡系統（3-13-10）



第2項 潮位の情報収集及び連絡

3 潮位の連絡系統（3-13-11）

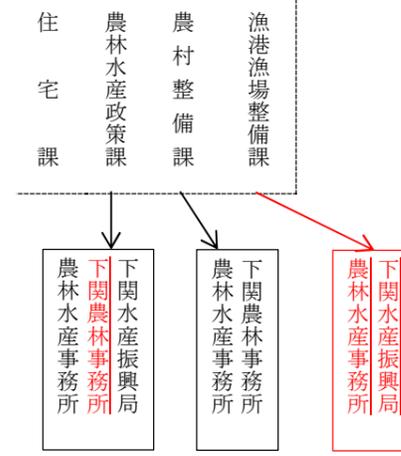


修 正 案

第4節 気象状況等の連絡系統

第1項 勤務時間内（3-13-7）

第2項 勤務時間外（3-13-8）



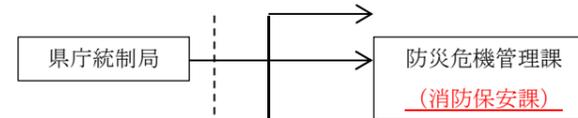
第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先（3-13-9）

機 関		大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	大 雨 警 報
山口県 (県庁)	防災危機管理課				
	<u>(消防保安課)</u>				
	監理課				

第5節 水位、雨量等の連絡系統

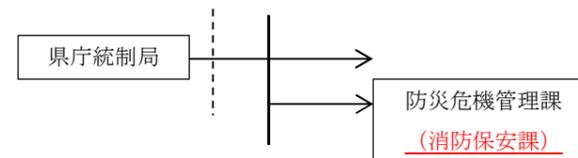
第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

3 雨量、水位の連絡系統（3-13-10）



第2項 潮位の情報収集及び連絡

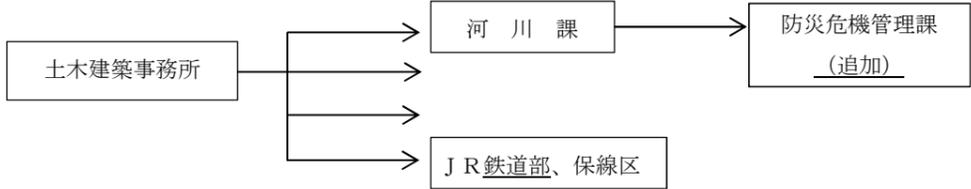
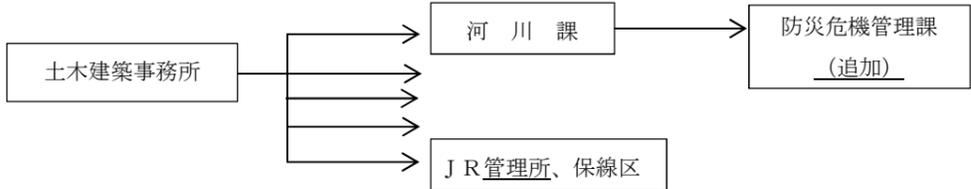
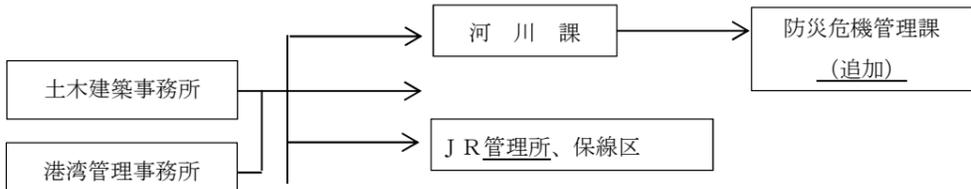
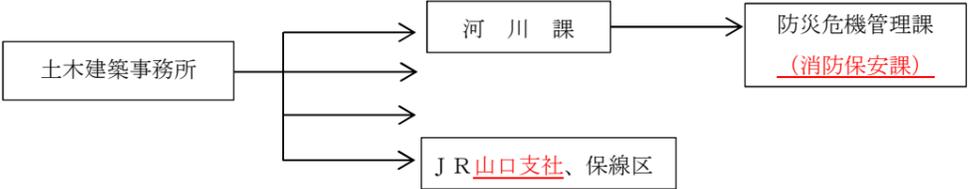
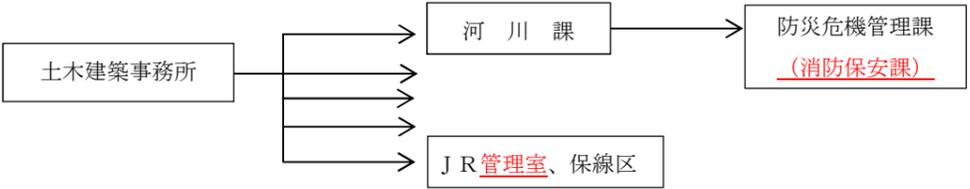
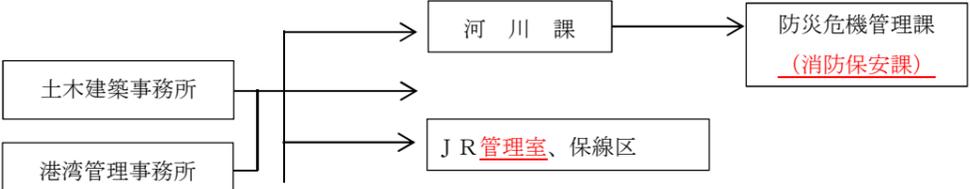
3 潮位の連絡系統（3-13-11）

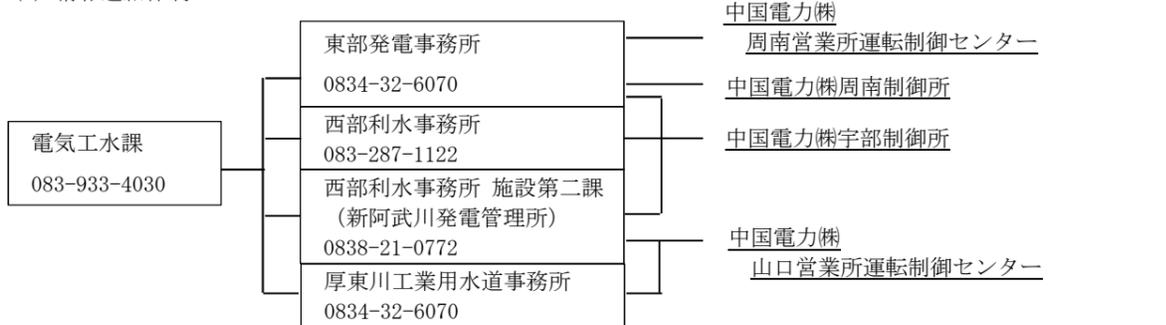
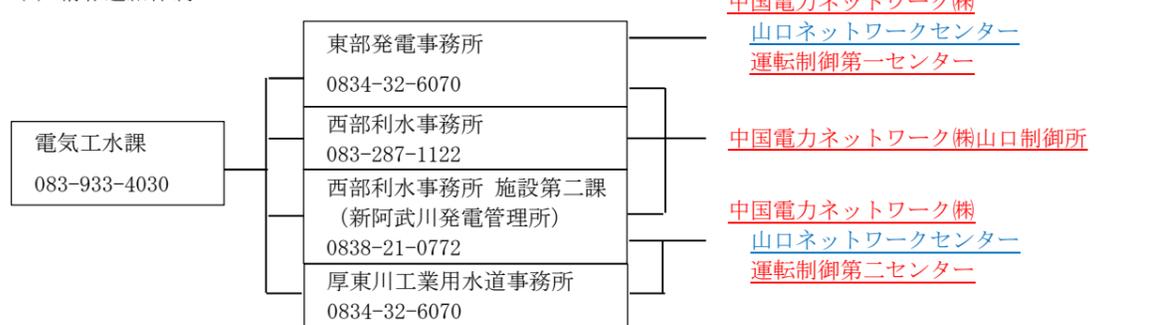


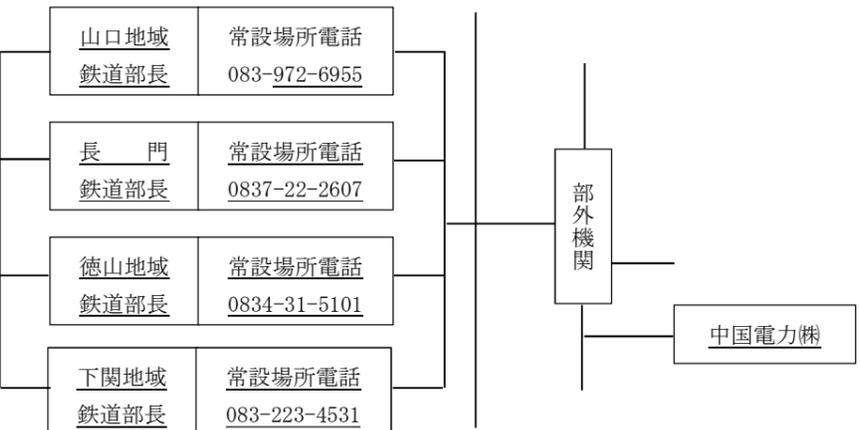
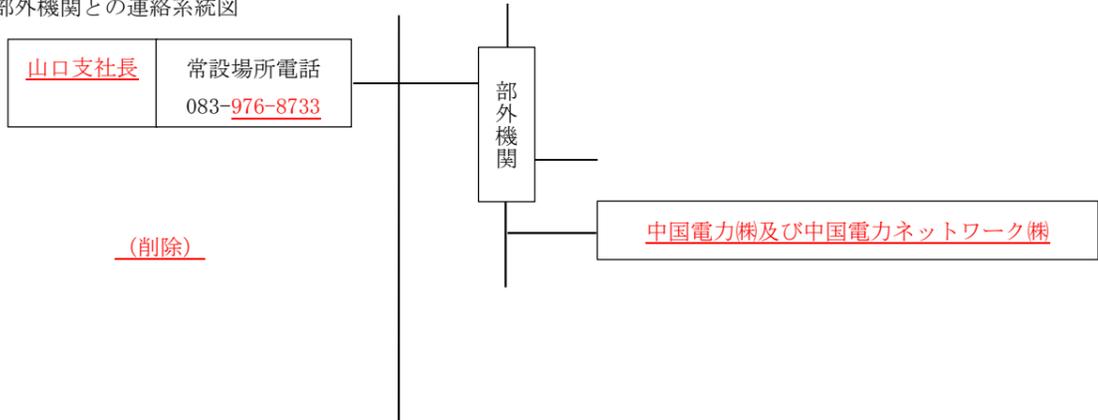
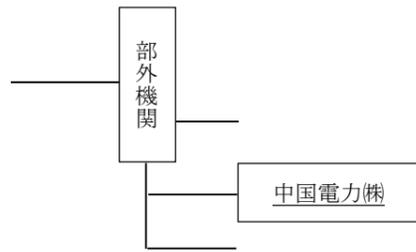
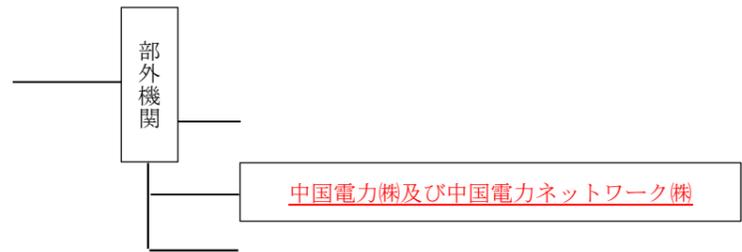
備 考

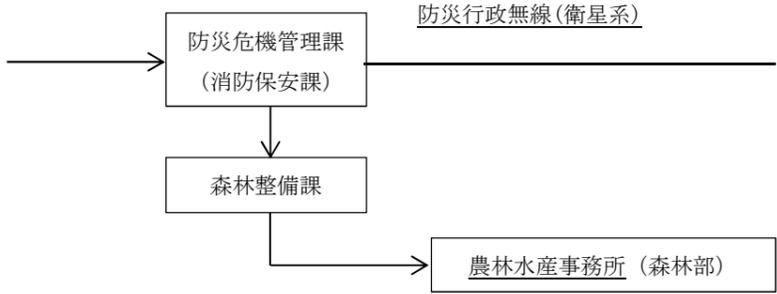
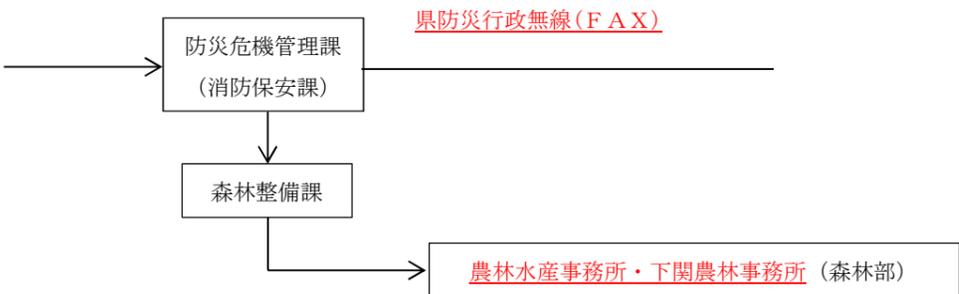
記載漏れ

記載漏れ

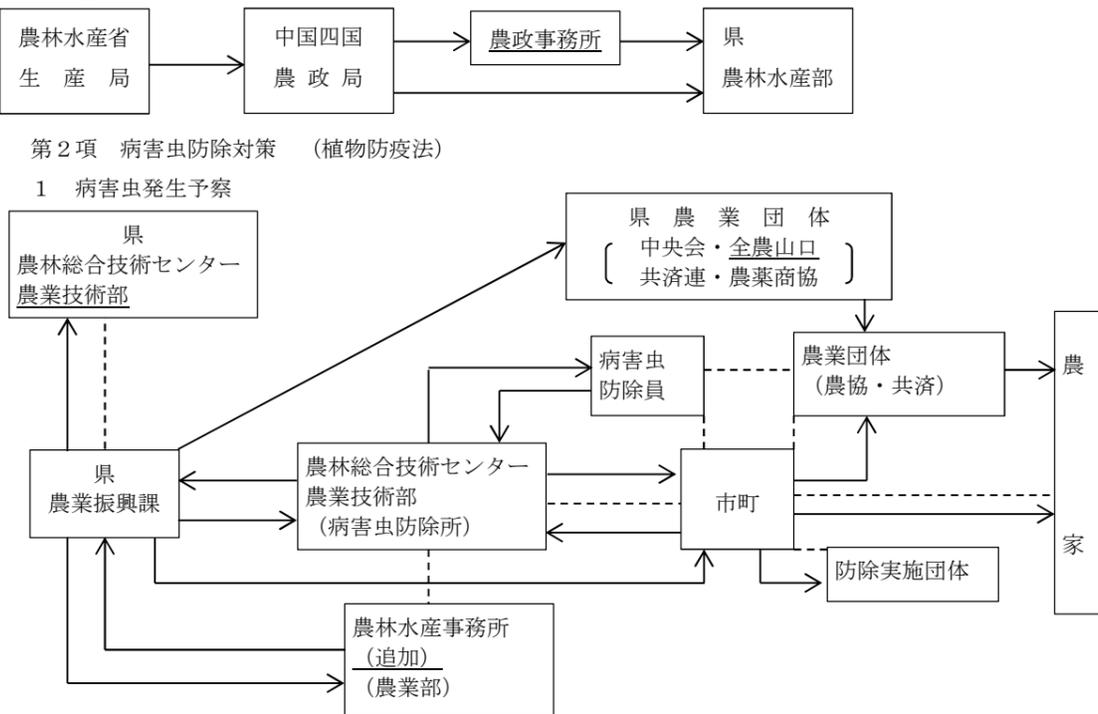
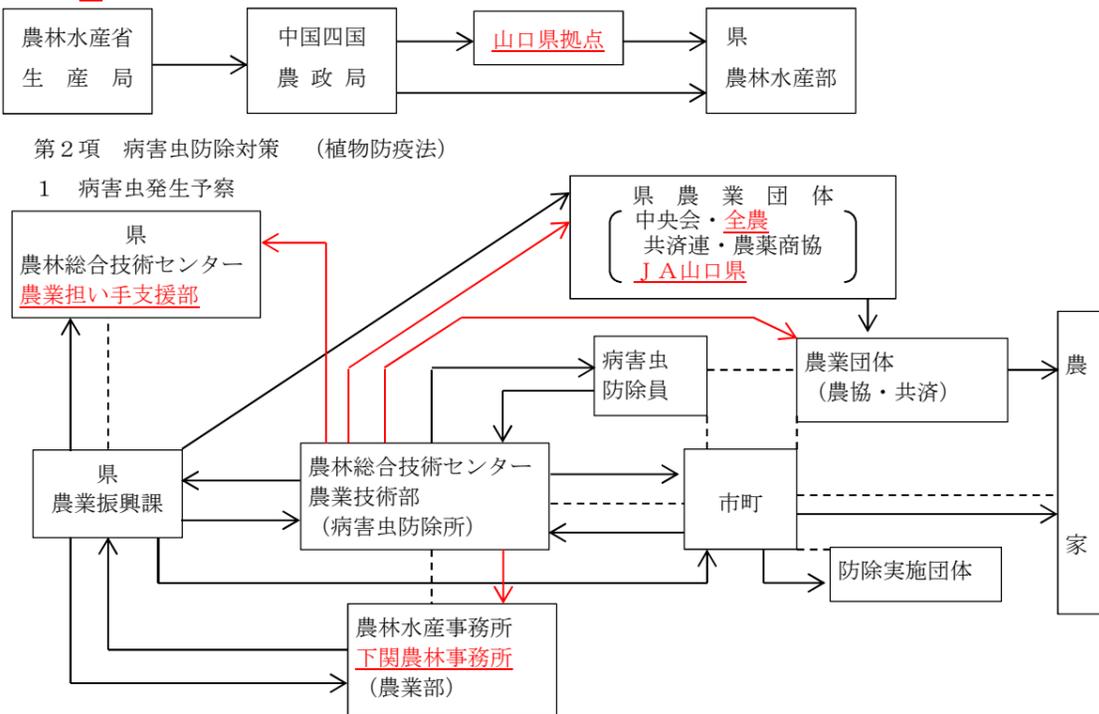
現 行	修 正 案	備 考
<p>第7節 水位の通知、洪水予防及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）</p> <p>3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）（3-13-15）</p> <p>(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達</p>  <p>(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法</p> <p>◇参照 水位（情報）周知用紙 付表6-2</p> <p>第8節 水防警報</p> <p>2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）（3-13-16）</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位（情報）周知河川及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図</p>  <p>(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図</p>  <p>(5) 水防団待機（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）（3-13-17）</p> <p>水防警報等の発表の指標として、水防団待機（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表7（水位観測所一覧表）のとおり定める。</p> <p>第9節 水防活動</p> <p>第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作（3-13-18）</p> <p>6 貯水池等の監視</p> <p>ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を農林（水産）事務所に長に通報するものとする。</p>	<p>第7節 水位の通知、洪水予防及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第3項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）</p> <p>3 都道府県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）（3-13-15）</p> <p>(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達</p>  <p>(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法</p> <p>◇参照 水位周知用紙 付表6-2</p> <p>第8節 水防警報</p> <p>2 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）（3-13-16）</p> <p>◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川及び洪水予報河川区域 付表5</p> <p>(1) 指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図</p>  <p>(2) 指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図</p>  <p>(5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）（3-13-17）</p> <p>水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）を付表7（水位観測所一覧表）のとおり定める。</p> <p>第9節 水防活動</p> <p>第3項 ダム、排水ポンプ場、水門等の操作（3-13-18）</p> <p>6 貯水池等の監視</p> <p>ウ 水防管理者は、必要な措置の状況等を農林水産事務所又は農林事務所長に通報するものとする。</p>	<p>組織改編</p> <p>名称変更</p> <p>記載漏れ</p> <p>組織改編</p> <p>記載もれ</p> <p>組織改編</p> <p>表記の統一</p> <p>表現の適正化</p>

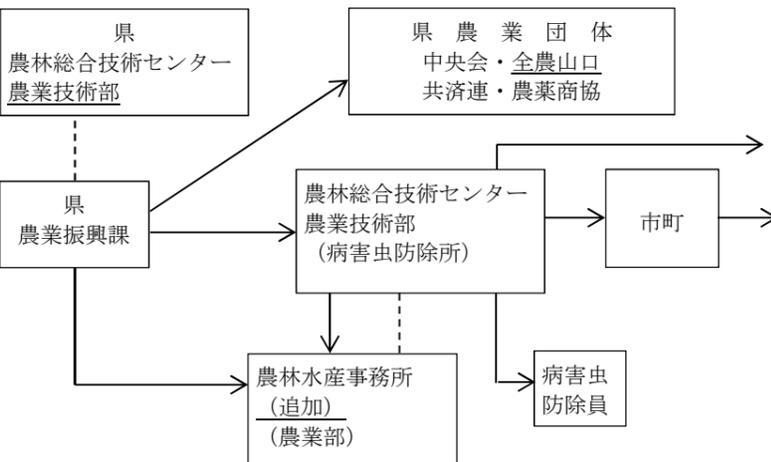
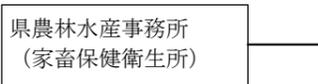
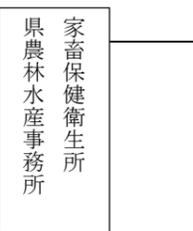
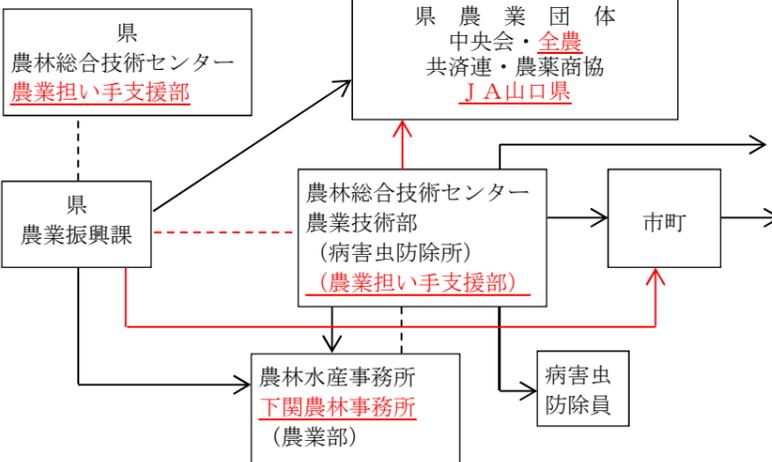
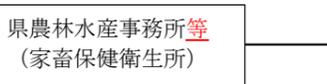
現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画 基本的な考え方（3-18-1）</p>  <p>電力施設 — 中国電力株式会社</p> <p>第1節 電力施設 第1項 実施機関（3-18-2） 1 中国電力株式会社</p> <p>第2項 中国電力株式会社 1 災害対策の基本方針 災対法、電気関係法規及び中国電力（株）の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。 2 災害発生時の防災体制 (2) 災害対策室の構成及び任務 中国電力（株）の社内規定に基づき、別に定める。</p> <p>第3項 県営電力施設 1 電力の供給（3-18-4）</p> <table border="1" data-bbox="163 934 1329 1060"> <thead> <tr> <th>電力施設</th> <th>供給先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐波川発電所</td> <td>中国電力中山変電所に供給</td> </tr> <tr> <td>木屋川発電所</td> <td>〃 西市変電所に供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 応急対策（3-18-5） (1) 情報連絡体制</p>  <p>3 保安対策 必要に応じて、中国電力株式会社の指示により送電を停止する。</p> <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画 第3節 鉄道施設 第1項 災害時の活動体制 1 災害、運転事故対策本部の設置（3-19-10）</p> <table border="1" data-bbox="148 1816 1329 2020"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。</td> </tr> </tbody> </table>	電力施設	供給先	佐波川発電所	中国電力中山変電所に供給	木屋川発電所	〃 西市変電所に供給	機関名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。	<p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画 基本的な考え方（3-18-1）</p>  <p>電力施設 — 中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社</p> <p>第1節 電力施設 第1項 実施機関（3-18-2） 1 中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社</p> <p>第2項 中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社 1 災害対策の基本方針 災対法、電気関係法規、中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。 2 災害発生時の防災体制 (2) 災害対策室の構成及び任務 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の社内規定に基づき、別に定める。</p> <p>第3項 県営電力施設 1 電力の供給（3-18-4）</p> <table border="1" data-bbox="1424 934 2591 1060"> <thead> <tr> <th>電力施設</th> <th>供給先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐波川発電所</td> <td>中国電力ネットワーク株式会社中山変電所に供給</td> </tr> <tr> <td>木屋川発電所</td> <td>〃 西市変電所に供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 応急対策（3-18-5） (1) 情報連絡体制</p>  <p>3 保安対策 必要に応じて、中国電力ネットワーク株式会社の指示により送電を停止する。</p> <p>第19章 公共施設等の応急復旧計画 第3節 鉄道施設 第1項 災害時の活動体制 1 災害、運転事故対策本部の設置（3-19-10）</p> <table border="1" data-bbox="1409 1816 2591 2020"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対</td> </tr> </tbody> </table>	電力施設	供給先	佐波川発電所	中国電力ネットワーク株式会社中山変電所に供給	木屋川発電所	〃 西市変電所に供給	機関名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対	<p>分社に伴う修正</p> <p>名称等変更</p> <p>組織改編</p>
電力施設	供給先																					
佐波川発電所	中国電力中山変電所に供給																					
木屋川発電所	〃 西市変電所に供給																					
機関名	内 容																					
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。																					
電力施設	供給先																					
佐波川発電所	中国電力ネットワーク株式会社中山変電所に供給																					
木屋川発電所	〃 西市変電所に供給																					
機関名	内 容																					
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対																					

現 行		修 正 案		備 考					
	<p>(3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、<u>復旧責任者</u>が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、<u>復旧責任者</u>が到着したときはその任務を引継ぐものとする。</p> <p>(4) 事故発生時における<u>対策本部</u>等の防災組織は、第1章第3節の組織による。</p> <p>(5) <u>対策本部</u>及び<u>復旧本部</u>の業務は、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア <u>対策本部</u></p> <p>イ <u>復旧本部</u></p>		<p><u>策本部長</u>として任務を遂行し、<u>現地対策本部長</u>が到着したときはその任務を引継ぐものとする。</p> <p>(4) 事故発生時における<u>事故対策本部</u>等の防災組織は、第1章第3節の組織による。</p> <p>(5) <u>事故対策本部</u>及び<u>現地対策本部</u>の業務は、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア <u>事故対策本部</u></p> <p>イ <u>現地対策本部</u></p>	名称等変更					
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の <u>対策本部</u> 及び <u>復旧本部</u> に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の <u>対策本部</u> 及び <u>復旧本部</u> を設置して同様の業務を行う。	日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の <u>事故対策本部</u> 及び <u>現地対策本部</u> に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の <u>事故対策本部</u> 及び <u>現地対策本部</u> を設置して同様の業務を行う。						
2 警戒体制(3-19-11)		2 警戒体制(3-19-11)		分社に伴う修正					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>(2) <u>鉄道部長</u>は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社		(2) <u>鉄道部長</u> は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>(2) <u>山口支社長等</u>は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社
機 関 名	内 容								
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(2) <u>鉄道部長</u> は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。								
機 関 名	内 容								
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(2) <u>山口支社長等</u> は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。								
第3項 応急復旧		第3項 応急復旧		名称等変更					
1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(3-19-12)		1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(3-19-12)							
<p>(1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「<u>対策本部</u>」及び「<u>復旧本部</u>」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。</p> <p>(2) <u>対策本部長</u>並びに<u>復旧本部長</u>は、必要により次の部外機関の協力を要請する。</p> <p>キ <u>中国電力株式会社</u></p> <p>(3) <u>対策本部</u>及び<u>復旧本部</u>が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、<u>対策本部長</u>が県知事(防災危機管理課)に要請する。</p> <p>(4) 部外機関との連絡系統図</p>		<p>(1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「<u>事故対策本部</u>」及び「<u>現地対策本部</u>」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。</p> <p>(2) <u>事故対策本部長</u>並びに<u>現地対策本部長</u>は、必要により次の部外機関の協力を要請する。</p> <p>キ <u>中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社</u></p> <p>(3) <u>事故対策本部</u>及び<u>現地対策本部</u>が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、<u>事故対策本部長</u>が県知事(防災危機管理課)に要請する。</p> <p>(4) 部外機関との連絡系統図</p>							
				分社に伴う修正					
2 錦川鉄道株式会社		2 錦川鉄道株式会社							
									

現 行	修 正 案	備 考						
<p>第20章 雪害対策計画 第4節 孤立対策計画 第3項 食料・生活必需品等の確保対策（3-20-7） 【農政事務所・県（農業振興課・厚政課）】</p> <p>第21章 火災対策計画 第1節 火災防ぎょ計画 第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（3-21-3） 1 火災気象通報 (1) 下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。 発表は、全県域を対象として発表され、当日の予想を対象として行なう通報であるので解除通知はされない。 また通報後降雨等があり、状況が変化した場合も解除通知はされない。 下関地方気象台長が、知事に対して火災予防上危険であるとして通報する場合の気象観測値は、おおむね次のとおりである。 ア 実効湿度65%以下で最小湿度25%以下のとき。 イ 実効湿度50%以下で最小湿度35%以下のとき。 ウ 実効湿度60%以下、最小湿度35%以下で最大風速10m/s以上を伴うとき。 エ 最大風速15m/s以上のとき。ただし、日降水量1mm以上の場合を除く。</p> <p>(2) 知事（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市町長に通報する。</p> <p>2 火災警報の発令 市町長は、県知事（防災危機管理課（消防保安課））から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。 なお、火災警報の発令基準については、市町において地域の実態を加味しあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>3 火災気象通報・火災警報の連絡系統</p> 	<p>第20章 雪害対策計画 第4節 孤立対策計画 第3項 食料・生活必需品等の確保対策（3-20-7） 【中国四国農政局・県（農業振興課・厚政課）】</p> <p>第21章 火災対策計画 第1節 火災防ぎょ計画 第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達（3-21-3） 1 火災気象通報 (1) 下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。 <u>ア 定時に行う火災気象通報</u> 気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。 <u>この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。</u> <u>ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。</u> <u>イ 随時に行う火災気象通報</u> <u>直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。</u></p> <p>【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】</p> <table border="1" data-bbox="1448 976 2605 1302"> <tr> <td><u>火災気象通報【乾燥】</u> <u>（乾燥注意報）</u></td> <td><u>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。</u> <u>最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>火災気象通報【強風】</u> <u>（強風注意報）</u></td> <td><u>強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。</u> <u>平均風速が10m/s以上予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>火災気象通報【乾燥・強風】</u> <u>（乾燥注意報及び強風注意報）</u></td> <td><u>（上段二つの条件に該当する場合。）</u></td> </tr> </table> <p>(2) 知事（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市町長に通報する。</p> <p>2 火災警報の発令 市町長は、県知事（防災危機管理課（消防保安課））から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。 なお、火災警報の発令基準については、市町において地域の実態を勘案しあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>3 火災気象通報・火災警報の連絡系統</p> 	<u>火災気象通報【乾燥】</u> <u>（乾燥注意報）</u>	<u>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。</u> <u>最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合</u>	<u>火災気象通報【強風】</u> <u>（強風注意報）</u>	<u>強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。</u> <u>平均風速が10m/s以上予想される場合</u>	<u>火災気象通報【乾燥・強風】</u> <u>（乾燥注意報及び強風注意報）</u>	<u>（上段二つの条件に該当する場合。）</u>	<p>組織改編</p> <p>火災気象通報の運用の見直しに伴う修正</p> <p>誤記修正</p>
<u>火災気象通報【乾燥】</u> <u>（乾燥注意報）</u>	<u>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。</u> <u>最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合</u>							
<u>火災気象通報【強風】</u> <u>（強風注意報）</u>	<u>強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。</u> <u>平均風速が10m/s以上予想される場合</u>							
<u>火災気象通報【乾燥・強風】</u> <u>（乾燥注意報及び強風注意報）</u>	<u>（上段二つの条件に該当する場合。）</u>							

現 行	修 正 案	備 考																										
<p>4 火災気象通報・火災警報の周知（3-21-4）</p> <p>(2) 市町は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。</p> <p>ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示</p> <p>イ 防災行政無線（同報系）、有線放送を使用しての<u>放送</u>（略）</p> <p>5 防火パトロールの実施</p> <p>火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市町職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。</p> <p>第2節 林野火災対策計画</p> <p>第3項 林野火災に係る消防活動</p> <p>3 林野火災対応の概要（3-21-9）</p> <table border="1" data-bbox="160 695 1329 1299"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鎮 庄</td> <td>1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置</td> <td>県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先</td> </tr> <tr> <td>2 関係機関への連絡</td> <td>2 派遣部隊撤収要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鎮 火</td> <td>1 関係機関への連絡</td> <td>県の対応</td> </tr> <tr> <td>2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検</td> <td>1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮庄活動関係</td> <td>警察の対応 (1) 火災原因の究明等</td> </tr> </table> <p>4 消防資機材の貸付け（3-21-10）</p> <p>(1) 県（防災危機管理課・<u>森林整備課</u>）が保有する林野火災対応資機材</p> <p>県は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、<u>樹木伐採用のチェーンソー</u>等の整備を進め関係先に寄託している。</p> <p>(2) 貸付け手続き</p> <p>ア 借受側（市町）の手続き</p> <p>別記「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、<u>農林水産事務所</u>（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）<u>農林事務所</u>森林部長に提出する。</p> <p>イ 連絡先</p> <p>(イ) 勤務時間外</p> <p>防災危機管理課長宅（守衛室経由）、<u>農林水産事務所</u>森林部長宅（森林づくり推進課長宅）</p> <p>ウ 借用証の提出</p> <p>借受に係る資機材を受領するときは、別記「資機材借用証（別記様式第2号）」を、防災危機管理課長又は<u>農林水産事務所</u>森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。</p>	鎮 庄	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先	2 関係機関への連絡	2 派遣部隊撤収要請	鎮 火	1 関係機関への連絡	県の対応	2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検	1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先		3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮庄活動関係	警察の対応 (1) 火災原因の究明等	<p>4 火災気象通報・火災警報の周知（3-21-4）</p> <p>(2) 市町は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。</p> <p>ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示</p> <p>イ 防災行政無線（同報系）、有線放送を使用しての<u>周知</u>（略）</p> <p>5 防火パトロールの実施</p> <p><u>市町は</u>、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市町職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（<u>火災気象通報</u>、警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。</p> <p>第2節 林野火災対策計画</p> <p>第3項 林野火災に係る消防活動</p> <p>3 林野火災対応の概要（3-21-9）</p> <table border="1" data-bbox="1421 695 2591 1299"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鎮 庄</td> <td>1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置</td> <td>県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、<u>林野庁</u> (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先</td> </tr> <tr> <td>2 関係機関への連絡</td> <td>2 派遣部隊撤収要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鎮 火</td> <td>1 関係機関への連絡</td> <td>県の対応</td> </tr> <tr> <td>2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検</td> <td>1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、<u>林野庁</u> (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮庄活動関係</td> <td>警察の対応 (1) 火災原因の究明等</td> </tr> </table> <p>4 消防資機材の貸付け（3-21-10）</p> <p>(1) 県（防災危機管理課・<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>）が保有する林野火災対応資機材</p> <p>県（<u>防災危機管理課</u>）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう等の整備を進め関係先に寄託している。</p> <p><u>また、農林水産事務所又は農林事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。</u></p> <p>(2) 貸付け手続き</p> <p>ア 借受側（市町）の手続き</p> <p>別記「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>森林部長に提出する。</p> <p>イ 連絡先</p> <p>(イ) 勤務時間外</p> <p>防災危機管理課長宅（守衛室経由）、<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>森林部長宅（森林づくり推進課長宅）</p> <p>ウ 借用証の提出</p> <p>借受に係る資機材を受領するときは、別記「資機材借用証（別記様式第2号）」を、防災危機管理課長又は<u>農林水産事務所又は農林事務所</u>森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。</p>	鎮 庄	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、 <u>林野庁</u> (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先	2 関係機関への連絡	2 派遣部隊撤収要請	鎮 火	1 関係機関への連絡	県の対応	2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検	1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、 <u>林野庁</u> (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先		3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮庄活動関係	警察の対応 (1) 火災原因の究明等	<p>表現の適正化</p> <p>報告先の追加</p> <p>誤記修正 表現の適正化</p> <p>誤記修正</p>
鎮 庄		1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先																									
	2 関係機関への連絡	2 派遣部隊撤収要請																										
鎮 火	1 関係機関への連絡	県の対応																										
	2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検	1 関係機関への報告等 (1) 消防庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先																										
	3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮庄活動関係	警察の対応 (1) 火災原因の究明等																										
鎮 庄	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、 <u>林野庁</u> (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先																										
	2 関係機関への連絡	2 派遣部隊撤収要請																										
鎮 火	1 関係機関への連絡	県の対応																										
	2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検	1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、 <u>林野庁</u> (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先																										
	3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防ぎょ鎮庄活動関係	警察の対応 (1) 火災原因の究明等																										

現 行	修 正 案	備 考
<p>第23章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画 第1項 実施機関（3-23-10）</p> <p>【県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）・農林水産事務所（農業部・畜産部）・関係機関】</p>  <p>第2項 病虫害防除対策（植物防疫法） 1 病虫害発生予察</p> <p>2 県の防除体制（3-23-11） (1) 病虫害防除計画の作成及び指導 県農林水産部は病虫害防除指導推進要綱に基づき県病虫害防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成すると共に市町の防除実施計画の立案について指導を行う。</p> <p>(2) 防除活動 ア 防除技術指導のため現地へ指導班を派遣する。 イ 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所（農業水産部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握すると共に、県農林部へ速報する。 ウ 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。 エ 被災地域が広大で、集团的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</p>	<p>第23章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画 第1項 実施機関（3-23-10）</p> <p>【県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）・<u>農林水産事務所及び農林事務所</u>（農業部・畜産部）・関係機関】</p>  <p>第2項 病虫害防除対策（植物防疫法） 1 病虫害発生予察</p> <p>2 県の防除体制（3-23-11） (1) 病虫害防除計画の作成及び指導 県農林水産部は病虫害防除指導推進要綱に基づき県病虫害防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成する。</p> <p>(2) 防除活動 <u>（削除）</u> ア 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と<u>農林水産事務所又は農林事務所（農業部）</u>は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握すると共に、県農林水産部へ速報する。 イ 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）は、発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。 ウ 被災地域が広大で、集团的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</p>	<p>組織改編</p> <p>現在の体制に修正</p> <p>誤記修正</p> <p>現在の体制に修正 誤記修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 病虫害防除対策実施体系図</p>  <p>第3項 種子、種苗の確保供給（主要農作物種子法）</p> <p>2 供給の方法（3-23-12）</p> <p>(2) 野菜・飼料作物関係については、市町長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口県本部を通じ供給のあっせんを行う。</p> <p>第4項 生産技術指導</p> <p>農林水産事務所（農業部・畜産部）は、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに直接農家の指導にあたる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。</p> <p>第4節 家畜管理計画</p> <p>第1項 実施機関</p> <p>【県（畜産振興課・農林水産事務所（家畜保健衛生所））・市町・関係機関】</p> <p>1 実施機関及び関係機関</p> <p>(1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。</p> <p>2 連絡体系</p>  <p>3 活動組織</p>  <p>第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）（3-23-13）</p> <p>1 組織</p> <p>(1) 農林水産事務所（家畜保健衛生所（東部、中部、西部、北部））</p> <p>(2) 地区家畜防疫対策協議会の構成</p> <p>農林水産事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、市町、全国農業共済組合連合会山口県本部、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体</p>	<p>(3) 病虫害防除対策実施体系図</p>  <p>第3項 種子、種苗の確保供給</p> <p>2 供給の方法（3-23-12）</p> <p>(2) 野菜・飼料作物関係については、市町長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。</p> <p>第4項 生産技術指導</p> <p>農林水産事務所又は農林事務所（農業部・畜産部）は、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに直接農家の指導にあたる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。</p> <p>第4節 家畜管理計画</p> <p>第1項 実施機関</p> <p>【県（畜産振興課・農林水産事務所及び農林事務所（家畜保健衛生所））・市町・関係機関】</p> <p>1 実施機関及び関係機関</p> <p>(1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所及び農林事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。</p> <p>2 連絡体系</p>  <p>3 活動組織</p>  <p>第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）（3-23-13）</p> <p>1 組織</p> <p>(1) 農林水産事務所又は農林事務所（家畜保健衛生所（東部、中部、西部、北部））</p> <p>(2) 地区家畜防疫対策協議会の構成</p> <p>農林水産事務所又は農林事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、市町、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体</p>	<p>現在の体制に修正表記の統一</p> <p>誤記修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																												
<p>第5節 貯木対策計画 第1項 実施機関（3-23-14） 2 指導体制 (1) 県 イ 貯木工場関係 農林水産部森林企画課 ― 関係農林水産事務所（森林部 ― 関係市町</p> <p>第4編 復旧・復興計画 第1章 復旧・復興活動計画 第1節 県の活動体制 第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="142 541 1329 1226"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農林水産 対策部</td> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所(農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)</td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 (農村整備部)</td> </tr> <tr> <td>畜 産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との 連絡等に関する事。</td> <td>農林水産事務所 (家畜保健衛生所)</td> </tr> <tr> <td>林 務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 (森林部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業の推進 第2項 災害査定早期実施（4-3-2） なお、査定に当たっては、事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保 1 国庫負担又は補助（4-3-3） (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成16年5月25日厚生労働事務次官通知) (20) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱 (21) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</p> <p>第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画 第2節 被災農林漁業関係者の援助措置（4-4-2） 4 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。</p>	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所(農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所 (農村整備部)	畜 産	畜産振興課	19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との 連絡等に関する事。	農林水産事務所 (家畜保健衛生所)	林 務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所 (森林部)	<p>第5節 貯木対策計画 第1項 実施機関（3-23-14） 2 指導体制 (1) 県 イ 貯木工場関係 農林水産部森林企画課 ― 関係農林水産事務所等（森林部） ― 関係市町</p> <p>第4編 復旧・復興計画 第1章 復旧・復興活動計画 第1節 県の活動体制 第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="1406 541 2594 1226"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農林水産 対策部</td> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所) <u>(農業担い手支援部)</u></td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農村整備部)</td> </tr> <tr> <td>畜 産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u>との 連絡等に関する事。</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (家畜保健衛生所)</td> </tr> <tr> <td>林 務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (森林部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業の推進 第2項 災害査定早期実施（4-3-2） なお、査定に当たっては、事前<u>打合せ</u>制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保 1 国庫負担又は補助（4-3-3） (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成26年4月1日厚生労働事務次官通知) (20) <u>災害等</u>廃棄物処理事業費補助金交付要綱 (21) <u>廃棄物処理施設災害復旧事業費</u>補助金交付要綱</p> <p>第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画 第2節 被災農林漁業関係者の援助措置（4-4-2） 4 <u>農業保険法</u>に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。</p>	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所) <u>(農業担い手支援部)</u>	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農村整備部)	畜 産	畜産振興課	19 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u> との 連絡等に関する事。	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (家畜保健衛生所)	林 務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (森林部)	<p>誤記修正</p> <p>追加</p> <p>誤記修正</p> <p>交付要綱の改正</p> <p>名称の修正 該当補助金の修正</p> <p>誤記修正</p>
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																										
農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所(農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)																																										
	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所 (農村整備部)																																										
	畜 産	畜産振興課	19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との 連絡等に関する事。	農林水産事務所 (家畜保健衛生所)																																										
	林 務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所 (森林部)																																										
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																										
農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所) <u>(農業担い手支援部)</u>																																										
	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農村整備部)																																										
	畜 産	畜産振興課	19 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u> との 連絡等に関する事。	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (家畜保健衛生所)																																										
	林 務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (森林部)																																										

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5章 金融計画</p> <p>基本的な考え方（4-5-1）</p> <p>災害の発生は、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。被災地での早期の復旧復興に当たっては、<u>通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。</u></p> <div data-bbox="133 346 1113 766"> </div> <p>第1節 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節（4-5-2）</p> <p>1 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>2 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</p> <p>3 通貨および金融の調節</p> <p>第2節 非常金融措置</p> <p>1 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する</p> <p>2 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(4) 損傷銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実績に応じ必要な措置をとること。</p> <p>4 各種措置に関する広報</p> <p>とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</p>	<p>第5章 金融計画</p> <p>基本的な考え方（4-5-1）</p> <p>災害の発生は、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。被災地での早期の復旧復興に当たっては、<u>この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。</u></p> <div data-bbox="1380 336 2567 714"> </div> <p>1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節（4-5-2）</p> <p>(1) 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</p> <p>(3) 通貨および金融の調節</p> <p>(削除)</p> <p>2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置</p> <p>金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する</p> <p>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(4) 損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについて、<u>実情</u>に応じ必要な措置をとること。</p> <p>5 各種措置に関する広報</p> <p>とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置および損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</p>	<p>日本銀行防災業務計画の一部修正に伴う修正</p> <p>見出しの整理</p> <p>日本銀行防災業務計画の一部修正に伴う修正</p>